

○医薬品等輸入監視協力方依頼について

(昭和六〇年六月二九日)

(薬発第六六七号)

(大蔵省関税局長あて厚生省薬務局長通知)

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具、毒物及び劇物の輸入監視につきましては、貴局及び税関当局の御協力を得て、多大の実行を上げて来たところではありますが、輸入監視業務及び通関手続の簡素化及び効率化を図るため、今般左記の医薬品等につきましては輸入時の確認を昭和六〇年八月一日より税関限りの取り扱いとすることとします。

つきましては、この実施に伴い昭和五七年四月八日薬発第三六三号本職通知「医薬品等輸入監視協力方依頼について」の別添1「医薬品等輸入監視要領(以下「監視要領」という。)」及び別添2「薬事法又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等の通関の際における取扱要領(以下「取扱要領」という。)」を別紙のとおり改正し、昭和六〇年八月一日より実施しますので監視要領の実施に当たっては従来どおり御協力いただくとともに、輸入医薬品等に係る通関の際における取扱いにつきましては、取扱要領によられたく特段の御配慮をお願いします。

記

- 一 薬事法第二三条において準用する第一四条の輸入の承認が必要とされている医薬品及び医療用具であつて、同法第二二条又は同法第二三条で準用する第一八条の規定による輸入許可を受けているもの
- 二 治験用として輸入される医薬品及び医療用具であつて、薬事法第八〇条の二の規定による治験計画届書が提出されているもの

別紙 略